

自由民主党 中央政治大学院  
まなびとスコラ・オープン講座  
憲法に学ぶ「この国のかたち」

第2期「まなびと夜間塾」第3回講座

2021年3月18日

講師：五百旗頭 薫 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
テーマ：「近現代日本の憲法と政治：戦前二大政党から自民党へ」

只今ご紹介いただきました五百簾頭薫です。本日はこのような晴れがましい場にお呼びいただき、ありがとうございます。宮澤先生、大変行き届いたご紹介、ありがとうございます。中谷先生には拙著『〈嘘〉の政治史』をお習字をまじえて詳しくご説明いただきました。中谷先生、そのお習字、後で頂けますか？記念にさせていただきたいと思います。私の本の説明としては、ほぼエッセンスはもう先程の説明で尽きております。が、買っただくぶんには大歓迎でございます。

今日は、嘘の歴史とは少し違うお話をするつもりだったのですが、よく考えると非常に近いテーマを扱うことになるのかなという気がいたします。最初、私にご依頼いただいたのは明治の頃の政党の歴史について話して欲しいということでありました。私の最初の研究は、明治時代に政権交代可能な野党がどのようにして発展したかということでしたので、それは喜んでと、お返事したわけでありました。それから、できれば土佐出身の政治家について話をしたいというご要望も頂きまして、これは中谷先生に対しての付度なのかなと思いつつ、明治の政党の話をするれば、どうしても土佐派と呼ばれる人たちの話が出て来ますので、それも喜んで、ということでありました。

ただ、私の前にお話をされた竹田講師、本郷講師も700年の歴史をお話しになっているのですね。そこで私が明治10年代の政党の話をして、10年代といっても前半と後半で違いますとか、そういう話をしても、ちょっと色彩が変わりすぎるのではないかな。私はもちろん細かい実証が何よりも歴史研究の基礎だと思っていますが、しかし、様々なチャンスを受けてそういう研究をした人間は、どこかでもっと広い見通しをお示しして、現代との対話ができるような歴史観をつくっていくということが必要なのではないかと思います。

そこで私は今日、700年というのはさすがに難しいのですが、近現代150年の歴史をお話したいと思ったわけでありました。そこで「憲法と政治」という題名にしております。私は憲法学者ではありませんので、憲法の法解釈ではなくて、憲法が政治の中でどう機能したか、というお話をいたします。

最初に結論を申し上げますと、近現代の日本は1つの明確な伝統を持っています。戦前戦後を通じた伝統を持っています。戦前の憲法と戦後の憲法は違うのですが、そこに実は非常に似通った部分があります。非常に短い憲法をつくったということです。戦前の憲法は短い。そして戦後、非常に限られた時間の中で、占領軍総司令部の強い示唆を受けて新しい憲法を作りましたので、戦後新しく出来た憲法もやはり短い憲法だったのです。全く

新しい長い憲法を作るといふことにはなりません。

従って、短い憲法を何とか運用するといふのが、日本の政治的な伝統であるといふことが言えます。この伝統は、良い面と悪い面があります。

良い面から申し上げますと、短い憲法なので、柔軟性があるといふことです。短い条文、少ない条文ですから、ああしろ、こうしろと、詳しくは書いていません。従って、そこに後世の人々が解釈を盛り込んで、その時に一番いい政治を行うチャンスがより大きく確保されるといふことになります。

他方で悪い部分、あるいはリスクのある部分を申し上げますと、解釈に解釈を積み重ねると、どこかで憲法の元の趣旨からはズレていってしまう。つまり憲法から見て政治に嘘が芽生えるといふことが起こり得るわけですね。何とかその嘘を誤魔化そうと努力している間はまだよい。誤魔化そうとする、つまり「必死の嘘」ですね。必死の嘘をやっている間は、バレるとまずいといふことがわかっていますから、それなりに憲法の条文に近づけて運用するわけですね。

そのうち、もうバレてもいい、どうせ無理だ、といふことになると開き直って「横着な嘘」になるわけですね。そうすると憲法の言葉とすり合わせる努力すら、いいかげんになってしまいます。それは立憲主義からするとまずい。

しかも必ずそこで反動が起きます。憲法の条文どおりにやらなきゃダメじゃないかといふ意見が強まってくる。しかし、その通りにすると、ある種の憲法原理主義になる。出来もしないのに憲法どおりやるといふことになりまして、それはそれで様々な不都合を招くといふことになります。出来もしないのに、憲法どおり出来るはずだと考えるのも、別の横着な嘘なのかもしれません。必死の嘘ならまだいいのですが、横着な嘘が出て来る。

横着な嘘と横着な嘘が競い合う、といふことになると政治が劣化するのではないかと思います。これは日本の政治的な伝統のリスクのある部分です。良い部分とリスクのある部分が戦前も戦後も交替して出て参ります。そういう観点で見ていくと、150年といひましても、実は、かなりすっきりとした見通しで、政治の歴史を理解できるのではないかと思います。今日はそういうお話をさせていただきたいと思ひます。

憲法の解釈の中で戦前は2大政党制を生み出しました。そして戦後は自民党中心の政治を生み出した。他の政党も活動していますが、すぐに自民党に取って代わるという気配は今のところ、ないわけですね。

なぜ、戦前には2大政党制が出来て、戦後はまだ十分な複数政党制が出来ていないか。

そういうことも少し、考えていくきっかけになれば、と考えております。

(○スライド映写)

○歴史といいますと必ず出て来る問題が、こういう年表を一体どうすればいいのか、ということです。

1868 明治維新

1889 明治憲法発布 1890 国会開設

1930 昭和恐慌 1931 満洲事変

1936 二二六事件

1937 日中戦争

1941-45 アジア太平洋戦争

1947 日本国憲法施行

1955 自民党結成

1994 政治改革（小選挙区比例代表並立制）

(2018 明治 150 年)

私も年月日を覚えるのはあまり得意な方ではありませんが、一応プロですので、これぐ  
らいの年表はそらんじているわけです。しかし、何月何日ですか？と、もし聞かれると、  
オンライン通信に不具合が生じるかもしれません(笑)。

もちろん、この講演に参加して下さっている方々にとっては、こういう年表、あるい  
は、ここに出て来る事項は、もう見慣れたものかもしれません。ただ、この年表をもっと  
立体的に理解できたら、それに越したことはないと思うのです。あるいは皆様が政治につ  
いてお考えになり、あるいは実際に政治をされる時に必ず、それまでの歴史がどうであっ  
かということが前提になるだろうと思います。

そして歴史の勉強をそれほどされていない次の世代に対して、日本の歴史はこうでした  
とお話しになることがあるかもしれません。その時に、基本的な事項については、何年に  
これがあったと言えた方がカッコいいと思うのですね。また、そういうものを頭に入れる  
時に、年表が立体化されていると、より正確に数字が言えるだろうと思います。

私、実はこの年表を、かなり美しい数学的な法則によって説明がつくと思っております  
ので、今日はそういう話をしていきたいと思っております。

年表の中身自体は何の芸もないことでありまして、「1868年・明治維新」と書いてあります。この年の年明けに京都の朝廷において王政復古のクーデターというものが行われたわけです。これが明治維新を象徴するイベントであります。その後、明治時代が始まります。1868年が明治元年となります。つまり、1867に明治の年数を足せば西暦になるということです。1889年、明治22年に明治憲法が發布されました。翌年に施行されます。施行された際の最も重要なイベントは、言うまでもなく国会開設でした。この前から政党は発達しておりまして、2大政党が顕著な存在感を示しておりました。

やがて2大政党による政権交代の時代が1920年代に実現します。しかし、1930年に昭和恐慌が起きます。前年のウォール・ストリートで起きた世界恐慌が日本へまさに「海嘯(かいしょう)」のように到来したというものです。これで政党内閣の経済政策に対する評価が大きく低落します。さらに翌1931年に満州事変が起きまして、これを制御できなかったということで、政党内閣の下で試みられた協調外交が挫折するわけでありませぬ。

それでも、なお政党内閣の方が望ましい、あるいは協調外交が望ましいと考える人々はおりました。特に昭和天皇の側近に多数いました。この側近を複数殺害したのが1936年の二・二六事件でありまして、これによって平常に復帰するリーダーシップが大きく損なわれました。

翌年、日中戦争が起きまして、中国との間の総力戦になります。そしてそれは、様々な経緯を経て米国との全面戦争になります。1941年の真珠湾攻撃から45年のポツダム宣言の受諾までこれが続きます。4年間の激しい戦争の末、日本は敗戦するということになりました。

そして敗戦の2年後、1947年に日本国憲法が施行されました。その8年後に自民党が形成されます。1990年代に一連の政治改革が行われました。その最たるものは94年に導入された小選挙区・比例代表並立制だろうと思います。

そして2018年には明治150年を迎える。1868年から起算してちょうど150年ということになります。だいたい今年ということでございます。「だいたい今年ではない。2018年からの3年間どんなに大変だったか分かっていないのか」と言われるかもしれませんが、ここは150年を扱う歴史家の鈍感力に免じて、お許しいただきたい。

大体、明治維新から150年、我々は歴史を経て参りましたので、これをどう立体的に理解すればいいのか、というお話をさせていただきたいと思っております。

○なぜ、150年という区切りがよろしいのか。明治150年については、それを記念する様々な関連施策が行われまして、私もアドバイザーを務めたことがあります。明治100年ほどは盛り上がらなかったと言う人もいます。それは一理あるのですが、150年はやはり重要であります。というのも、ちょうど戦前と戦後が同じ長さになったわけです。

我々、戦前の歴史について、ある部分を忘れており、ある部分は強い思い入れがあり、あるいは反省があり、いろいろなことを思うのですが、もう戦後も戦前と同じ長さになったので、少し突き放して冷静に見てもいいのではないかと。今日のお話で言うような、ある種の法則性のようなものを発見してみたり、大括り、大雑把に捉えてみたりする。そうすることで、現在の政治を考える上での思考をほぐすということをしてもいいのではないかと。思います。

もちろん戦前はいろいろなことがあって、それについて真剣に考える、論争する、記憶することも大事です。しかし、語弊あるかもしれませんが、ある種の遊びの精神もなければ、今の政治の柔軟性を、どこかで損なうのではないかと、という気がいたします。今日は主に柔軟な部分のお話というふうに、ご理解いただければと思います。

○私はそれほど算数が得意ではないのですが、これは何とか出来るかなと思います。

日米開戦が1941年だったわけですね。明治維新の1868年を引くと、戦前は大体73年あったこととなります。明治150年の2018年から敗戦の1945年を引くと、やはり73年となります。

○この年表も赤い年号の部分は、かなり立体的に記憶することが出来ます。

○「73」です。

○最初の73年、つまり戦前の歴史をどう理解するか。しかも戦後と比較可能なパターンをどう認識するか。ということをお話していきたいと。思います。

○1889年に、大日本帝国憲法、いわゆる明治憲法が出来たというのは先程申し上げた通りであります。そして「短い憲法」だと申し上げたわけです。なぜ短い憲法になったかということについては説明が実は結構、難しいのです。個々の条文がどう出来ていたかというのは説明できるのですが、そもそも、なぜ短くなったかという説明は結構、難しいところがあります。

私は、憲法を作った人たちのある種のプロ意識というのが重要だったのだろうと思いま

す。憲法であまり細かいことを定めなくとも、自分たちでやっていけるということですね。憲法を作る時の中心だったのは伊藤博文という人物です。その下に井上毅(こわし)など、当時、第一線にいた法制官僚、立法のプロだった官僚たちが補佐しております。

井上毅が特に顕著ですが、なるべく憲法で細かい条文は作らないようにしたようなのです。天皇を補佐するために一番いい政府の形はその時によって違うわけです。ですから憲法で細かく定めてしまうよりは、その時々で一番いいフォーメーションを作る。憲法は、なるべく改正しなくて済むように、短い大括りのものにする。憲法を改正するのは大仕事であり、国内も混乱することがありますから、一度きちんとした憲法を作ってそれで打ち止めにする。ある意味で歴史を終わらせる。そのためには短い憲法という知恵が、保守主義者の知恵だともおもいますが、あったのではないかと思います。

井上毅が頑張ったのは、憲法の条文の中に「内閣」という言葉が出る度にそれを消すということです。内閣は当時あったので必要だと思うわけですが、「内閣」という言葉すら明文化しない。条文で「内閣」という言葉が出て来る度にそれを消して、とうとう明治憲法は「内閣」という言葉が1回も出て来ない憲法になりました。でも、内閣中心の統治をやっていくわけです。こういう短い憲法を作ったわけです。

当然、解釈の余地が沢山あります。条文自体は、プロイセンを含むドイツ諸邦の影響が色濃いものでした。しかし、運用の余地がある。当時すでに政党が発達していました。政党の方は、なるべくイギリスの議院内閣制に近い運用をしていく。短い憲法なので必ずしも矛盾しないわけですね。運用していけばそれに近いものになる。

憲法が出来た瞬間に、立憲改進黨のリーダーだった大隈重信は、「運用の余地があるからイギリス型に近づけることが出来ます」と宣言しています。当時の2大政党は、この運用に向けて、それぞれの役割を果していきました。

2大政党の1つは自由党であります。自由民権運動の主流派が作った政党であり、その指導層を構成していたのが板垣退助をはじめとする土佐派でありました。

それで中谷先生お待ちかねの土佐派の歴史です。土佐派は王政復古の時に中心的な活躍はしなかったのです。王政復古をするべきだと考えたのは、薩摩や長州や岩倉具視のような公家たちです。あくまで幕府を倒すのだと決心した人たちです。

土佐派は、もう少しバランスを重視して、その前に幕府が大政奉還していましたので、それでいいのではないかと。徳川慶喜も加えた形で新しい政治をしようということだったので、はっきり申し上げると王政復古には出遅れたわけです。

ただその後、旧幕府側との内戦、戊辰戦争が始まると土佐派は軍事的に大きな活躍をしたわけです。特に板垣退助は薩摩の西郷隆盛と並ぶ軍事的にはカリスマですから、侍（さむらい）的な気分が土佐派には色濃く残るということになります。

日本の侍というのは、もともとは当然、兵士、戦士でした。ところが江戸幕府には長い平和が続くので、侍が侍として生きていけない時代を迎えるわけです。そこで官僚として生きていく。しかし、もともと兵士ですので全世帯の7%ぐらいが侍なのですね。官僚としては多すぎるわけです。ですから下級武士は貧しい暮らしを強いられました。

貧しく、しかも侍として生きていけない侍たちが、ようやく自分たちを取り戻したのは戊辰戦争でした。その内戦を戦って、勝つことでようやく自分たちが本来の自分を取り戻した「士族」であると自覚するわけです。この士族意識が最も強かったのが土佐派、あるいは薩摩の一部です。

彼らが政治において重視したのは、常に有事であるという意識を持つことです。つまり平和ぼけしてはいけません。常に有事である。ですから思い切った改革が実はできるのです。徴兵制の導入を含め、武士の特権を諦めるような思い切った改革も、これは有事だから勇気をもってやるのだということで、やってしまうわけです。

明治維新の様々な改革は、この士族的な気風の中で行われました。そして士族の特権を諦める。徴兵制であれば、昨日まで百姓だった人が兵士になるわけですね。士族だけが戦うという誇りや特権はなくなるということですが、それをあえてやったわけです。ちょんまげもなくなり、刀を持つこともなくなる。そういう改革を受け入れるわけです。

そういう中で征韓論という議論が出て参りました。朝鮮を征服するという議論ですね。本当に朝鮮を征服するという明確なプランを持っていたのか、意思があったのか、西郷隆盛はそれを意図していたのか。これらについてはずっと論争があります。ずっと論争がありますが、はっきりしているのは、「有事の意識を保つためにどうすればいいのか」ということを考えていたということです。もちろん隣国の朝鮮にとっては迷惑な話ですが、征韓論も辞さないという形で、非常時の意識を持ち続ける。明治政府が確立した後も、何か一大事があることを常に想定する。そういう中で征韓論も唱えられたわけですし、その具体性について論争がずっと続くということなのだろうと思います。

ついつい、土佐派について話が長くなってしまいました。板垣のような士族的が重視したのは「国家ノ元氣」ということでした。有事に立ち向かう元気です。ですから、どうしても大きな戦争は起こりそうもない、あるいは西南戦争のような内乱を起こしても敗ける、



ということがはっきりした時に、自由民権運動に邁進するということになります。「国家ノ元気」というものを追求していく中で「人民の権利」を追求する。武力・暴力によらない国内改革という方向でやる、そう決めれば、ここでも士族の気風を発揮して、情熱的な演説をし、弾圧も恐れない運動をしていく。これが藩閥政府に強いプレッシャーとなって、国会開設するしかないかな、という雰囲気をつくっていったのは否めないであります。

他方、もう1つの政党は改進黨でありまして、自由民権運動の非主流派がつくったものです。肥前出身の大隈重信が中心でした。彼は板垣のような軍事的な経歴はありません。最初、外交で活躍して、やがて財政で活躍した人物です。個別の細かい政策立案が得意な人物でありました。

自由党が「勢いと元気と使命感」で頑張りますので、改進黨の方は、「私たちは個別の政策をちゃんと立案します、統治能力のある政党をつくります、イギリス型の政党内閣を目指します」ということをはっきり言っていくわけです。

この2大政党は仲が悪いのですね。つまらん足の引っぱり合いもいろいろするのですが、今日のような巨視的な話から申し上げれば、兄弟のように相まって大事な仕事をした。自由党の方は政治体制を民主化していく方向で、しっかりと圧力をかけた。改進黨の方は、政党の中にもちゃんと政策能力、統治能力があるのだ、藩閥に取って代わる力はあるのだ、ということを示していった。両党が相まってイギリス型の憲法の運用に近づけていったということが言えるのではないかと思います。

このようにお話いたしますと、戦前の政治史のエッセンスを、スライド1枚にまとめることができます。

○どうしてもスライド1枚にまとめるといえば、このようになるのではないかと思います。

まず、左側に藩閥の指導者、山県有朋、伊藤博文がいます。政党のプレッシャーに耐えかねた伊藤が、板垣退助の自由党と合体して立憲政友会をつくる。藩閥の第一人者が自ら政党の必要性を認めて、政党の総裁になったという記念すべき瞬間でありました。これも大変覚えやすく、1900年。これが「自民党の元祖」と言われています。

伊藤よりも保守的な山県有朋は、こういう政党をつくるべきではないと言うわけです。今の政治は発信力が重視されていますが、発信力は諸刃の剣でありまして、発信して論破されれば非常に打撃が大きい。藩閥政府の基本的な姿勢は、発信しないということです。発信しなければ、もちろん発信しろと怒られるわけですが、論破されることもない。です

から藩閥は自分で政党をつくらない。あるいは事実上の別動隊のような政党をつくっても、それは与党だと明言しないというふうに、ずっと頑張ってきたわけですが、それではもたないということで、伊藤が「立憲政友会」をつくったわけです。

山県はしかし旧来型の発信しない政府がベターと考えています。山県の後輩にあたる桂太郎が自らの政党を明確につくらない形で、何とか政治を続けようとしています。立憲政友会と妥協したり、時に争ったりしながら、桂と立憲政友会で政権を獲り合うというのが20世紀の初頭に続きます。

しかし桂も、やはり自分の政党がないとダメだと決心いたします。そして大隈重信系の政党と合体して、「立憲同志会」というのをつくる。これが1912年のことでありました。

やはり巨視的に見れば、藩閥政府の進歩的な伊藤系も、保守的な山県・桂系も、結局は政党に吸収され、2大政党政治の中に組み込まれていった、そういうふうには言えるのではないかと思います。これで大概の戦前の政党の話は説明がつくだらうと思います。

○そしてこの2大政党の下で、1924年から32年にかけて、政党内閣制が実現いたします。その後、立憲同志会は名前が変わりますけれども、同志会の系統の政党と政友会が交互に政権を獲り合うという時代が続きます。

しかし、先程申しましたように、昭和恐慌や満州事変によって政党内閣への信頼が低下いたします。満州事変の翌年には五・一五事件が起きまして、政友会の総裁、そして首相であった犬養毅が暗殺されまして、ここで政党内閣制の時代が終わります。

政党内閣制というのは、いかにもアンラッキーであったように見えますが、政党自身にも問題があったということは言わなければなりません。腐敗している面がありました。

それから、憲法に議院内閣制や政党内閣制が書かれていなかったのはやはり痛いんです。いくら政党が力を持って、それは憲法違反ではないのか、憲法は想定していない、という批判が必ず出て来るわけでありまして。

政党の信頼、政党の評判が低下していく中で起きたのが国体明徴運動でした。日本の国体をはっきりさせるといことです。その中には、明治天皇がお作りになった憲法どおりの政治をするのだ、そこには政党内閣なんて書いていないではないか、という意見も含まれています。

1935年には国体明徴運動が顕在化して、美濃部達吉という憲法学者の本の流通が禁止されるという事件が起きます。美濃部は、明治憲法の下でも政党内閣制は可能であると

主張していた、当時の有名な憲法学者でしたが、彼は、いわば社会的に抹殺されたということになります。

なお、政党内閣の方がいいのではないかと、なるべくそこに戻したい、と考えるリベラルな重臣たちが、昭和天皇の周りにおりました。彼らが物理的に排除されたのは1936年の二・二六事件だったわけであります。

このように戦前の歴史は、短い明治憲法の下で、それを最大限に柔軟に解釈・運用し、政党内閣制を実現しました。しかし、政党自身の自制心が十分でなかった中で、その解釈は行き過ぎではないかという、ある意味で条文上の根拠のある反論を受けて、国体明徴のまさに海嘯に晒されて衰退していった。これが戦前の歴史だと言えるわけであります。

少し長くなってしまいましたが、同じようなパターンで戦後の歴史も、ある部分、説明することができます。

○1946年に日本国憲法が公布され、47年に施行されました。この日本国憲法は明確にイギリス型の議院内閣制を謳っています。ただ、アメリカの占領下・影響下で出来た憲法ですので、アメリカ的な要素も入っています。

アメリカは三権分立の国でして、イギリス型と比べると、三権それぞれの自立性が高い。イギリスは議院内閣制で、議会で多数派になった政党が内閣を構成すれば行政権を押さえ、議会の多数派を通じて立法権も押さえられるので、非常に集権的な仕組みです。これに対してアメリカは、議会は議会で力がある、大統領は大統領で力がある、司法は司法で力があるという仕組みです。

アメリカの影響を受けて、日本の戦後の憲法では、国会が国権の最高機関だと謳われるのは無理もないとしても、かなり国会の自立性が高い。また、参議院の自立性が衆議院に対しても高い。ひいては参議院の自立性が内閣に対しても高い、ねじれがあると大変だ、という仕組みになります。

ですから、イギリス型がベースだけれどもアメリカ型の要素が入っている。やはり短いということで、いろいろ解釈の余地、運用の余地があるということになります。

このとき非常に困ったのは、国会の自立性が高いので、議員立法が盛んに行われたのです。今から考えると、想像できないほど議員立法が盛んに行われます。議員というのはどうしても選挙区のことを考えますので、「おみやげ法案」と呼ばれるような利益誘導的法案を出して通そうとするわけです。中には独自の予算措置が必要なものも出すのです。そう

すると国会でもう予算が決まっているのに、議員立法のおかげで予算をまた一部修正しなければいけない。これがいかに大変であるかというのを皆様は、私以上に、ご想像がつくのではないかと思います。

議員立法を何とか制圧しようとするのですが、なにぶんにもアメリカ的な要素が強くて、なかなかそうはいかない。これに解決を与えたのが実は自民党政治なのですね。自民党政治は与党内審査を重視します。内閣が出す法案をまず与党内でしっかりと揉む。政務調査会、総務会でさんざん議論する。総務会は全会一致が原則で、どうしても納得のいかない人は事前に退席することができる。与党の議員の自立を最大限に認める仕組みを作るわけです。その代わり、それが終わって国会に出されたら、その法案を支持しなさい、そこで造反した時の制裁は大きいですよ、というのが自民党の作った政治システムです。これによってようやく自立性の高い国会や、そこでの議員立法を飼い馴らすことができたわけです。

○中北浩爾先生のご本『自民党』（中公新書、2017年）は自民党の政治についての非常に優れた解説だと思いますが、これをご覧いただいても、自民党の政調会部会と中央省庁、そして両院の常任委員会がほぼ同じような構成になっていて、自民党の政調会部会で揉んで決めた事が、そのあと決まりやすくなるということが視覚化されているだろうと思います。

ただ、自民党による憲法の運用、憲法の解釈も、やりすぎなのではないかという意見が出るわけです。今、申し上げた与党内の調整はボトムアップの仕組みです。これは日本の財源が豊かで、様々な予算を付けられる時にはボトムアップで、ここにも予算を付けよう、ここにも付けよう、ここは少し減らそうと、そういう箇所づきの調整はしやすいわけですね。

しかし、そういう余裕がなくなって参りますと、ここは大きく削るけれどもここは大事だからしっかりやる、といった選択と集中が必要になります。そこでは、もっとリーダーシップが必要だという意見が出て来て、自民党型のやり方ではおかしいのではないか、そもそも戦後の憲法はイギリス型の議院内閣制であり、集権的な仕組みであって、リーダーシップがもっと機能するはずだ、その憲法の原点に戻る方が王道なのではないか、という意見が出て来る。

そういう中で1990年代に政治改革が行われ、先程申しましたように1994年には新しい選挙制度が導入され、今日までそれが続いているわけであります。

その結果、リーダーシップが確保された面もあります。ただ、もちろん戦前の国体明徴とは違いますが、ある種の原理主義的な対立も出て来ているような気がいたします。

野党は、政府与党のリーダーシップ、官邸のリーダーシップによって戦後の憲法がつくった立憲主義が損なわれるのではないかという危惧をしばしば表明するわけです。他方で政府与党は、政治改革によって実現したリーダーシップを発揮しているのだという立場になります。「野党の立憲主義」と「与党の多数主義」がぶつかって、時には足の引っ張り合いになるということがあるのではないかと思います。

もちろん戦前の国体明徴による憲法原理主義とは違うわけですが、しかし、同じようなパターンがあるのではないかと。つまり戦前も戦後も短い憲法を作ってみて、いろいろな解釈を積み重ねて、柔軟に上手くいった面がある。しかし、やりすぎだということで原点に戻る動きが出て来て、原点に戻るということは原理主義的な対立に道を開く面がある。そういう中で、もしかしたら「横着な嘘」というのが出て来やすくなるのかもしれない、というふうに思います。

○結論を先取りして申し上げてしまいました。

戦前はドイツ型の条文にイギリス型の運用を積み重ねていき、戦後はイギリス型の条文にアメリカ型のルールが混入し、その矛盾と短さを補うためにやはり新しい独特の運用を積み重ねていった。それが自民党の「55年体制」と呼ばれる仕組みである。柔軟にやるわけですが、柔軟すぎるという反省が出て来て、憲法の条文に回帰すると原理主義的な側面が出て来る。このような法則が発見されるような気がいたします。

○戦前の原理主義を象徴する二・二六事件は1936年だったわけですね。憲法ができた1889年を引くと「47」という数字が出て来ます。戦後の政治改革、新しい選挙制度が導入されたのは1994年で、ここから戦後憲法が施行された1947年を引くと、やはり「47」と出て来るということで、この年表はこういうふうに立体化されるわけであり、これでだいぶ、この年表は覚えやすくなったなというふうに申し上げて、私の話を終わりたいと思います。

どうもご清聴ありがとうございました。

(この回おわり)